

休止・廃止・再開届（高度管理医療機器）

高度管理医療機器等販売業・貸与業の営業を廃止し、休止し、若しくは休止した営業所を再開したときは、30 日以内に届出が必要です。

届書	様式第八（医薬品医療機器等法施行規則第十八条関係）
提出時期・部数	休止・廃止・再開した日から 30 日以内、1 部
手数料	不要
添付書類	許可証（廃止の場合） ※紛失等で許可証が添付できない場合は、紛失理由書を提出してください。
届出時の注意事項	・休止の場合には、休止、廃止又は再開の年月日欄に「〇年〇月〇日まで休止の予定」と付記してください。 ・失った許可証を発見したときは、直ちに返納してください。 ・申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる事務所の所在地・名称及び代表者名を記載してください。 ・許可年月日は、許可証の有効期間の初日を記載してください。 ・許可番号は、許可証の番号を記載してください。 ・提出書類は 1 部ですが、保健所の受付印等が必要な場合は写しを別途準備してください。 ・申請届出様式は、熊本市ホームページからダウンロードできます。